

平成 27 年 4 月 1 日制定  
令和 2 年 12 月 14 日改正

## 館山市議会自由討議会実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、館山市議会基本条例（平成 26 年条例第 27 号）第 17 条に定める自由討議のうち、自由討議会として実施するものについて必要な事項を定める。

(実施要件)

第 2 条 自由討議会は、次の場合に実施することができる。

- (1) 議長が自由討議を必要と認めたとき。
- (2) 議員 4 名以上が自由討議を要望したとき。
- (3) 委員会が自由討議を要望したとき。

(実施手続)

第 3 条 前条第 2 号又は第 3 号の規定により自由討議会を要望するときは、別記様式により議長に対して自由討議会の実施を申し入れる。

(実施の決定)

第 4 条 議長は、自由討議会の実施を決定しようとするときは、議会運営委員会に通知する。

2 前項の通知を受けたときは、議会運営委員会の委員長は、速やかに委員会を招集し、実施を決定したときは、実施日時を決定する。

(参加者)

第 5 条 自由討議の参加者は、議員とする。

(議事進行)

第 6 条 自由討議の議事は、議長が主宰する。

(記録)

第 7 条 議長は、議会事務局職員に討議の要旨及び結果を記録させ、当該記録を保管させる。

(議会報告会での報告)

第 8 条 自由討議の内容及び結果について必要があると認めるときは、議会報告会で市民に報告する。

館山市議会議長  
○○○○ 様

## 自由討議会実施要望書

- 1 要望した期日
- 2 要望する議員名（4名以上）
- 3 要望する委員会（委員長名）
- 4 要望する議題
- 5 要望する理由